

三瀬トンネル有料道路料金徴収等業務仕様書

（適用）

第1条 本仕様書は、佐賀県道路公社が実施する「瀬管委第1号 三瀬トンネル有料道路料金徴収等業務委託」に適用する。

本業務にあたっては、本仕様書によるほか「佐賀県道路公社有料道路通行料金徴収規程」、「有料道路通行料金徴収業務処理要領」、「回数通行券約款」、「佐賀県道路公社有料道路パトロール実施要綱」、「有料道路における障害者割引措置実施要領」、「交通事故の取り扱い実施要綱」、「異常気象時における道路通行規制要綱」、「災害時における応急対策に関する要領」、「佐賀県道路公社国民保護業務計画」、「電気通信施設等点検業務共通仕様書」、「佐賀県個人情報保護条例」、「佐賀県土木施工管理基準」により実施する。

（業務の目的）

第2条 本業務は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条の規定に基づき佐賀県道路公社が料金を徴収できる三瀬トンネル有料道路の通行料金徴収及び円滑な交通を確保する為の道路パトロール並びに有料道路の機能保全のための道路施設の清掃、樹木等の管理・除草、交通障害物の除去、照明灯交換作業、冬季の雪氷作業等を行うことにより、的確な料金徴収はもとより、迅速に利用者の利用便益を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 本仕様書において、甲とは、委託者である佐賀県道路公社をいい、乙とは受託者をいう。また、監督員とは、甲が指定する本業務を行う佐賀県道路公社職員をいう。

（履行期間）

第4条 本業務の履行期間は、令和9年4月1日から令和12年2月1日までとする。

（業務の場所）

第5条 本業務は、福岡県福岡市早良区大字曲渕から佐賀県佐賀市三瀬村三瀬地内に存する三瀬トンネル有料道路管理区間において業務を行う。

なお、雪氷対策業務においては、主要な幹線道路であり、県土木事務所等が管理する区間で凍結等の交通障害を迅速かつ適切に処理するため、一体管理が必要な部分も含むものとする。（別途契約予定）

(業務の内容)

第6条 本業務の内容は次のとおりとする。

《日常業務》

(1) 料金徴収業務

- ① 徴収期間： 令和9年4月1日0時から令和12年2月1日24時まで
- ② 徴収時間： 0時から24時までの24時間
- ③ 徴収方法： 料金処理機を用いた有人徴収とする。

- ④ 車種区分： 普通車、中型車、大型車、特大車、軽自動車等、軽車両の6車種
- ⑤ 交通量： 令和7年度の日平均交通量は次のとおりである。

平日	5,190 台／日
土曜日	8,320 台／日
日祝祭日	9,222 台／日
- ⑥ 人員配置： 公社設計人員16.4人を基本として配置すること。

内訳は次のとおりとする。

所長	1人（現場責任者とする。）
業務主任	1人（現場責任者とする。）
事務員	2人
收受長	4人
収受員	8.4人

なお、職員は正規職員とすること。配置人員の8割を佐賀県在住のものとし、人員の数、勤務時間については、最低賃金法をはじめとする労働関係法令を踏まえて適正に配置すること。

また、職員の過半数は、有料道路の料金徴収業務の経験を通算1年以上有する者であること。

資 格： 現場責任者である所長1名又は業務主任1名は、次のア又はイの条件を満たすこと。かつ、所長、主任のいずれか一方がアの条件を満たす場合、他方はイの条件を満たす者とし、専任で現地管理事務所に配置できること。

ア 管理・監督の経験を通算1年以上（係長以上の職）有する者であること。

イ 有料道路の料金徴収業務の経験を通算2年以上有する者であること。

また、契約当初に配置する現場代理人は、入札参加資格確認申請書に添付した現場代理人配置予定者とし、継続して業務ができるものでなければならない。

- ⑦ 業務内容：（ア）料金所において通行車両に所定の料金を請求すること。
- ・ 料金所において通行車両から所定の料金を収受し、普通通行券を交付すること。
 - ・ 料金所において通行車両から所定の回数通行券を収受すること。
- なお、業務の処理にあたっては、「佐賀県道路公社有料道路通行料金徴収規程」その他関係法令及び規程等に従い処理すること。
- （イ）管理事務所において回数通行券を発売し、代金を収受すること。
- （ウ）料金所において「有料道路における障害者割引措置実施要領」に規定する通行車両から所定の料金を収受すること。
- 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第24条第1項ただし書の規定による料金を徴収しない車両の通行を確認すること。
- （エ）道路情報施設の操作をすること。
- なお、この操作に当たっては、甲の指示に従うほか、技術的基準について、別に定める「異常気象等における道路通行規制要綱」に準拠して行うものとする。
- （オ）非常事態に備え、年に1回以上は防犯又は防災訓練を実施すること。
- （カ）前各号に掲げる業務に付随する業務。
- ⑧ 収入金の：（ア）乙は、業務の処理により収受した料金(以下「収入金」という。)を甲と請負契約した料金収納業務委託受託者に月～金の毎日引渡しし、通行券の交付等 しなければならない。
- （イ）甲は、乙に対し必要の都度通行券類を交付する。
- 乙は、委託期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは、速やかに未発行の通行券類を甲に返納しなければならない。
- この通行券類の交付（請求、受領）及び通行券類の返納にあたっては、別に定める様式に基づき確実に行うこと。
- ⑨ 報告等の：（ア）乙は、料金収受のため交通の渋滞をきたさないよう適正な数の料金収受員(以下「収受員」という。)を料金所に配置するものとし、乙は、収受員の配置、勤務方法等について決定したときは、その旨を甲の承認を受けなければならない。
- これを変更するときも同様とする。
- （イ）乙は、甲から承認を受けた制服を収受員に着用させなければならない。
- （ウ）乙は、毎日料金徴収表(日計)を作成し、概ね10日分を甲へ提出しなければならない。また、月次報告書（有料道路通行料金徴

収業務処理要領に定める報告のほか、理事長が指示したものを含む。)については、概ね翌月の5日までに甲へ報告するものとする。

(エ) 乙は、現場代理人等が使用する印鑑を定める場合には、甲の承認を受けなければならない。

- ⑩ 厳守事項：(ア) 回数通行券の販売については、購入者への適切な対応を図るとともに販売促進に努めること。(販売時間：7:00～19:00)
- (イ) 収受員は、制服、制帽を着用するとともに身の回りを清潔にし、通行者に常に親切丁寧な態度で接し、品位と誇りをもって迅速かつ厳正に業務を処理するよう努めること。
- (ウ) 甲が、実施調査等を行った場合には、諸帳簿類の提出または閲覧に供すること。また、甲が業務上必要とした場合の諸統計類、その他の報告については、その指示に速やかに従い協力すること。
- (エ) 通行者に対するサービス向上及び安全の確保に常時努めるとともに、業務を誠実かつ迅速に処理し、公社の指示があるときは誠意をもってその指示に従うこと。
- (オ) 事務所内は常に整理整頓に心がけ、料金所周辺の植栽等についても適正な管理を行うなど料金所内外の美化に努めること。
- (カ) 事故の処理及び復旧については、迅速かつ適切に行うこと。
- (キ) 佐賀県道路公社会計規程第23条第1項に規定する料金収納事務の受託者である旨を、料金を納める者の見やすい方法により表示すること。
- (ク) 10万円以下の備品及び消耗品は、受託者の負担とする。
- また、料金徴収業務に伴う不慮の事件、事故に備え、動産保険の加入や紙幣、硬貨計数機の保守点検、非常通報装置の保守点検の費用についても同様に受託者の負担となる。(建物管理及び備品等の管理費用・購入費用の受委託区分を参照。)

(2) 道路巡回等業務

①作業期間：令和9年4月1日から令和12年2月1日まで

②作業内容：（ア）道路巡回点検 1038回（通常1回／日）

及び数量 平常における巡回であり、原則としてパトロール車から視認できる範囲で道路の状況、交通の状況等を把握する。

道路巡回等により発見した道路障害物の処理等を行う。

（イ）道路巡回点検 34回（夜間1回／月）

道路照明施設、道路標識、視線誘導標等の点検を行う。

※（ア）、（イ）については、道路巡回車を貸与する。

（ウ）駐車場清掃（人力） 519回（1回／2日）

管理事務所及び修景施設に存する駐車場の清掃を行う。

（エ）公衆便所清掃（人力） 1038回（1回／日）

管理事務所及び修景施設に存する公衆便所の清掃を行う。

③作 業： 乙は、作業員を直接指揮監督する専任の者（以下「**作業管理者**」とい
管 理 者 う。）を定め、書面によりその氏名その他必要事項を甲に通知するものとする。

作業管理者は、過去10年以内に有料道路の道路管理業務の作業管理者としての経験が通算1年以上ある者、又は主任技術者になりうる資格を有する者で土木工事における経験が通算1年以上ある者を配置すること。

④作業従事： 乙は、契約締結後、すみやかに作業従事者名簿を監督員に提出し
者 名 簿 なければならない。また、作業期間中に変更を生じた場合には、すみやかに監督員に届けなければならない。

なお、監督員が不相当と認めた作業員については、変更を命ずることができるものとする。

⑤業 務 用： 業務に使用する車両は、佐賀県道路公社有料道路料金徴収規定第8条
車 両 3項の規定により、業務用車両指定申請を行い、料金所を通過する際に
の 指 定 は、「業務用通行証明書」を収受員に渡すものとする。

⑥作業等の：（ア）道路の清掃及び維持管理に必要な巡回点検は毎日1回行い、夜間
厳守事項 点検を毎月1回実施し、道路巡回により通行上危険な落下物や動物
及び費用 死骸及び損傷物等を発見した場合は、すみやかに処理又は補修（軽
の取扱い 微なもの）等の適切な処置を講ずること。

乙は、道路上で作業するときは、安全ベスト等の安全器具を装着するとともに標識等を設置し、必要に応じて保安員を配置するものとし、十分に通行車及び作業人の安全に配慮すること。

なお、これに要する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

(イ) 乙は、業務中に、通行に支障を来す異常事態を発見した場合又は通報を受けた場合には、すみやかに応急処理を行うとともに、監督員に連絡をし、その指示に従わなければならない。

なお、応急処置等に要する費用は、別途協議して定めるものとする。

また、台風、豪雨、豪雪等の異常気象の場合は、パトロールを強化する。この場合の費用は、別途協議して定めるものとする。

(ロ) 作業中の事故、又は一般通行車両等との接触により、第三者に被害を与えた場合には、すべて乙の負担により解決するものとする。

また、作業中に道路構造物を破損した場合には、乙の負担により直ちに原形復旧を行うものとする。

(ハ) 清掃作業については、駐車場に散在している塵芥を、集塵清掃し常に綺麗にしておくこととし、公衆便所については、便所内外を常に清潔にし、適宜消耗品の交換補充を行うこと。

なお、清掃に使用する機材器具及びトイレットペーパー、洗剤等の消耗品は、契約単価に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

(ニ) この仕様書及び設計書の内容等に疑義がある場合には、監督員の指示に従うこと。

⑦作業報告： 乙は、日々の業務を道路巡回日誌等に記録し、管理事務所に保管することとし、甲がこれを検認する。

乙は、毎月の作業を記し、出来高作業月報を甲に、提出すること。

この月報には、出来高数量等の根拠のわかる資料（法面展開図等）及び、作業状況の写真を添付すること。

なお、この書類のサイズはA4版縦型とし、写真はサービスサイズとし、撮影年月日、測点番号等を記載すること。

《その他業務》

(3) 道路管理業務

① 作業期間：令和9年4月1日から令和12年2月1日まで

② 作業内容：(ア) 通行障害物処理（昼夜間） 48回

及び数量 通行者からの通報等により、通行上危険な落下物、動物死骸等及び損傷物の処理及び修補を緊急に行う場合をいう。

(イ) 応急作業処理 60人（20人／年）

小規模な舗装補修や側溝補修工事。

(ウ) ゴミ運搬 18回（1回／2月）

管理する道路及び修景施設等の塵を処分する。

(エ) 料金所ブース清掃 18回（1回／2月）

洗浄剤を用い、塗装を傷めないよう丁寧に洗浄を行う。

(オ) 料金所ブース周辺清掃 18回（1回／2月）

散在している塵芥を集塵、清掃し常に綺麗にしておく。

(カ) 料金所上屋清掃 3回（1回／年）

料金所に設置する上屋の清掃は、塗装に注意し、塵、埃を払う。

なお、信号灯、照明器具等については、特に注意を払い行う。

(キ) 路面清掃（道路部・トンネル部） 6回（2回／年）

路面清掃車により、路面上の塵芥は多少にかかわらず集塵清掃する。これにより収集した塵は、焼却又は監督員が承認した場所に処分すること。

なお、トンネル内は、監査歩廊まで清掃すること。

(ク) 側溝清掃（機械・人力） 3回（1回／年）

道路側溝等に堆積した土砂等を機械及び人力で除去し、良好な排水機能を保つこと。

(ケ) 集水枡清掃（人力） 3回（1回／年）

道路側溝等の各所にある集水枡に堆積した土砂等を人力で除去し、良好な排水機能を保つこと。

(コ) ガードレール清掃（機械） 3回（1回／年）

管理する道路に設置するガードレールを、機械を用いガードレールを損傷しないように丁寧に洗浄を行う。

(サ) デリネーター清掃（道路部） 3回（1回／年）

管理する道路部に設置するデリネーター（視線誘導標）は、損傷しないよう丁寧に洗浄する。

(シ) デリネーター清掃（トンネル部） 6回（2回／年）

管理するトンネル内道路に設置するデリネーター（視線誘導標）は、損傷しないよう丁寧に洗浄する。

（ス）道路標識清掃（人力） 3回（1回／年）

標識表面を損傷しないようやわらかいスポンジ等を使用し、丁寧に洗浄する。

（セ）トンネル（内装板）清掃 3回（1回／年）

機械を用いて、トンネル内装板を夜間に清掃する。

（ソ）トンネル（照明器具）清掃 3回（1回／年）

トンネル内の照明器具を、乾いた布等を使用し、灯具の表面及び内面を傷つけないよう丁寧に清掃する。

なお、作業は、夜間に行う。

（タ）道路除草（機械・人力） 6回（2回／年）

道路の路肩及び法面等に繁茂する草を、機械及び人力で、地表5cm以下に除草する。

（チ）緑地帯除草（人力） 6回（2回／年）

修景施設等に存する緑地帯に繁茂する草の抜根作業を行う。

（ツ）料金所周辺・修景地芝刈（人力） 6回（2回／年）

芝刈り機を使用し、料金所周辺・修景施設の芝刈作業を行う。

（テ）料金所周辺剪定 3回（1回／年）

料金所周辺・修景施設に植樹する樹木の剪定を行う。

（ト）車道部剪定 6回（2回／年）

管理する道路に植樹する樹木の剪定を行う。

（ナ）薬剤防除 6回（2回／年）

料金所周辺・修景施設及び管理する道路に植樹する樹木等の病虫害駆除のため、薬剤防除を行う。

（二）施肥 6回（2回／年）

料金所周辺・修景施設及び管理する道路に植樹する樹木等に施肥を行う。

（ヌ）浄化槽法定点検 3回（1回／年）

浄化槽の年1回の法定点検を行う。

③ 作業：上記（2）道路巡回等業務のとおり
管理者

④ 作業従事：上記（2）道路巡回等業務のとおり
者名簿

⑤ 作業等の：（ア）夜間、台風、豪雨、豪雪等の異常気象や異常緊急により、通行障害物の処理の応急処置を伴う場合、監督員に連絡し、その

- 及び費用 指示を受けるものとする。
- の取扱い なお、この場合に要する費用については、別途協議して定めるものとする。
- (イ) 各種清掃作業に使用する機材器具及び消耗品については、契約単価に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。
- なお、各種清掃作業を行う中で、損傷等破損箇所がある場合には、監督員に報告すること。
- (ウ) 樹木の剪定、病虫害駆除、施肥及び芝刈りは、適切な時期に実施し、常に美観を損なわないようにすること。
- (エ) この仕様書及び設計書の内容等に疑義がある場合には、監督員の指示に従うこと。

⑥ 作業報告：上記（２）道路巡回等業務のとおり

(4) 照明灯交換業務

① 作業期間：令和9年4月1日から令和12年2月1日まで

② 作業内容：

及び数量 (ア) 道路照明灯交換

適宜

球切等により交換必要なものを、昼間作業により適宜交換する。

高圧ナトリウムランプ NH-110 3個

安定器(水銀灯用) 低始動形 3個

過去の実績に基づき数量を算定している。

(イ) 修景施設照明灯交換

適宜

球切等により交換必要なものを、昼間作業により適宜交換する。

LED ランプ HF80~100 3個

③ 作業：上記(2)道路巡回等業務のとおり

管理者

④ 作業従事：上記(2)道路巡回等業務のとおり

者名簿

⑤ 作業等の：(ア) 照明灯交換作業については、高所作業車を用いて、球切等に

厳守事項 より交換の必要を生じたものを適宜交換するものとする。

及び費用 なお、トンネル内照明灯交換については、夜間作業とする。

の取扱い また、数量については、過去の実績に基づき算定し、標記している低圧ナトリウムランプ等の交換用器具、機材器具及び消耗品については、契約単価に含まれる。ただし、それ以外の部品等について、支障をきたしている場合については、監督員に報告し、指示を受けること。この場合の必要な費用については、別途協議して算定するものとする。

(イ) 照明灯交換作業は、通行規制を伴うものであり、警察等との所定の協議を行い、安全管理を適切に行うこと。

(ウ) 交換作業後は、必ず機能確認を実施し、片付け清掃まで行うこと。

(エ) この仕様書及び設計書の内容等に疑義がある場合には、監督員の指示に従うこと。

⑥ 作業報告：上記(2)道路巡回等業務のとおり

(5) 雪氷対策作業

① 作業期間：令和9年4月1日から令和12年2月1日まで

② 作業内容：(ア) 気象情報、道路情報等の収集及び提供 適宜

及び数量 甲が委託し、提供を行う気象情報及び通行者からの通報などを収集するとともに、通行者等への情報提供を適宜行う。

(イ) 雪氷対策作業における道路巡回 適宜

気象状況等及び気象情報により、道路の降雪又は凍結がある場合や予想される場合に、通常の道路巡回点検のほかに行うものをいう。

道路巡回（昼間） 60回（20回／年）

〃 （夜間） 126回（42回／年）

過去の実績に基づき数量を算定している。

巡回車を貸与する。

(ウ) 凍結防止剤散布 適宜

気象状況等及び気象情報により、道路の降雪又は凍結がある場合や予想される場合に、散布等を行う。

凍結防止剤散布（昼間） 15t（5t／年）

〃 （夜間） 36t（12t／年）

過去の実績に基づき数量を算定している。

凍結防止剤は、支給する。

(エ) 除雪作業 適宜

降雪により積雪がある場合や増加する場合に、除雪車を用いて積雪箇所の除雪を行う。

ロータリー除雪車による除雪（昼間） 24km（8km／年）

〃 （夜間） 18km（6km／年）

除雪トラックによる除雪（昼間） 450km（150km／年）

〃 （夜間） 480km（160km／年）

過去の実績に基づき数量を算定している。

ロータリー除雪車及び除雪トラックを貸与する。

(オ) 交通規制（チェーン規制・交通止め等）

交通管理者や道路管理者等の指示に従い、適切にチェーン規制等の措置を講ずる。

(カ) 交通安全の啓蒙（道路情報板、案内板の活用等）

交通規制が必要となった場合には、迅速に道路情報板や案内板を活用し、通行者等に情報提供を行う。

③ 作業：上記（2）道路巡回等業務のとおり

管 理 者

- ④ 作業従事：上記（２）道路巡回等業務のとおり

者 名 簿

- ⑤ 作業等の：（ア）雪氷対策業務においては、交通管理者及び道路管者等を行う
厳守事項 事前の雪氷対策会議に出席すること。これにより作成する連絡
及び費用 体制図を基にして、気象情報、道路情報の収集及び提供や通行
の取扱い 規制並びに交通安全の啓発を行うこと。

交通規制を実施する場合には、道路利用者に対して道路情報等の提供を十分に行い、混乱を生じさせないように努めること。

- （イ）雪氷作業の実施については、気象情報、気象状況、路面状況等を的確に把握するとともに、これらの情報及び過去の経験等を基に総合的な判断をするものとする。

作業管理者は、適宜、現場の気象状況、交通状況及び温度変化の状況並びに凍結の恐れのある場所の状況について、監督員に連絡するものとし、これに基づき監督員は、作業実施の判断を下すものとする。

なお、凍結が予想される場合、特に夜間及び早朝については、速やかに凍結防止剤の散布等ができる体制を整えておくこと。

- （ウ）作業管理者は、常に気象情報に注意をはらい、積雪及び路面凍結等の状態となった場合には、自らの判断で、指定する区間を巡回し、道路の状態を点検のうえ、連絡体制図に従い監督員及び関係機関に、その情報を速やかに通報するものとする。

- （エ）凍結防止剤の散布にあたっては、監督員の指示を受けた後、直ちに出勤し散布作業を行うものとする。ただし、事故防止のためやむを得ず臨機に散布を行う必要がある場合には、作業後速やかに監督員に報告するものとする。

この凍結防止剤の散布は、原則として通勤時間帯前までに完了させるものとする。

散布の時期は、路面凍結が発生すると思われる時点の１～２時間前に散布することが望ましい。

標準の散布量は５０ｇ／㎡程度とする。

事前散布の場合の散布量は、平地で２５ｇ／㎡、山間部で５０ｇ／㎡未満とする。

散布作業は、主として機械散布とし、回転灯を有した作業車を使用し安全かつ的確な作業を行うため、走行速度を５ｋｍ／ｈ程度で、均等になるよう注意し、場合によっては、手撒きに

よること。なお、薬剤による薬害やスリップ事故のないよう最善の注意をはらい実施するものとする。

凍結防止剤は、甲から支給する。

(オ) 除雪作業を行うにあたっては、監督員の指示を受けた後、直ちに出勤し除雪作業を行うものとする。ただし、事故防止のためやむを得ず臨機に散布を行う必要がある場合には、作業後、速やかに監督員に報告するものとする。

この除雪作業は、原則として通勤時間帯前までに完了させるものとする。

雪氷作業に使用する除雪車は、回転灯を有したもので、事故防止のため、タイヤチェーンを装着する。この作業にあたっては、一般通行車両の妨げにならないよう安全を確認しながら3 km/h程度の速度で実施する。

(カ) 凍結防止剤の散布及び除雪作業を行うにあたっては、道路情報板等による周知をし、作業区間には、作業を明示する標識の設置、作業車には、黄色灯の点滅等により、一般通行車両が予知できるよう交通の安全を確保しなければならない。

(キ) 凍結防止剤の散布及び除雪作業にあたっては、道路構造物等に注意を払い行うものとし、万一破損した場合や通行者等に損害を与えた場合には、監督員に報告し、乙の責任において、復旧及び解決を行うものとする。

(ク) この仕様書及び設計書の内容等に疑義がある場合には、監督員の指示に従うこと。

⑥ 作業報告： 乙は、作業時間、場所、材料使用量、作業延長、作業人員、使用機械、作業状況写真、状況報告を記した作業日報を作成することとし、この他に凍結防止剤受払簿、出来高調書等の帳簿を作成し、備え付けて置かなければならない。

乙は、毎月の作業を記し、出来高作業月報を提出する。

この月報には、出来高数量等の根拠のわかる資料（作業日報等）を添付すること。

なお、この書類のサイズはA4版縦型とし、写真はサービスサイズとし、撮影年月日、測点番号等を記載すること。

（下請け業者）

第7条 乙は、業務を第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、下請人の商号又は名称その他必要事項を甲に通知し、その承諾を受けるものとする。

この場合において、その下請人及び材料の納入者は、佐賀県内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。また、この業務に係る作業員等についても佐賀県内に居住するものを優先して配置するよう努めなければならない。

（業務の区分等）

第8条 甲は、有料道路利用者に、利用便益を的確かつ迅速に提供するため、料金徴収業務はもとより、道路巡回等業務、道路管理業務、照明灯交換業務及び冬季の雪氷対策業務を一括して、委託することとしている。

業務の性質上、業務量が一定で日々若しくは月ごとに完了が確認でき、毎月の支払いが可能な日常的業務（以下「日常業務」という。）と、設計の数量が過去の実績に基づくものであり、その履行の状況によって数量が増減し変更を伴うその他の業務（以下「その他業務」という。）がある。

このため、日常業務とその他業務を、次のとおり区分（以下「業務区分」という。）する。

なお、乙は、各業務の設計書並びに本仕様書で指示された業務量に増減がある場合、又は、指示の明示がなく、道路管理上で、必要と認められる作業については、別途、工事（作業）打合簿により、甲と協議のうえ行うものとする。

＜業務区分等＞

業務区分	業務の内容	部分払（完了払）	委託料（数量）変更等
日常業務	料金徴収業務	翌月払い	原則 変更なし
	道路巡回業務		
その他業務	道路管理業務	半期ごとに出来高払い	実績により、数量の変更を行う。 特に、雪氷対策業務は、天候により、増減が発生する。
	照明灯業務		
	雪氷対策業務		

2 この業務区分による委託料の額は、落札価格を甲の設計額の比率で按分するものとする。この場合は、甲乙協議して、書面に定めるものとする。

例 落札価格を 1,000,000 円で、日常業務とその他業務の設計額の比が、8 対 2 の場合

日常業務に係る委託料 800,000 円

その他業務に係る委託料 200,000 円

- 3 各年度の支払予定額は、前項の額を、委託期間の年数で按分し、千円未満の端数が生ずる場合には、その端数を最終年度の支払予定額として計上する。

上記の例による日常業務に係る各年度の支払予定額	令和 9 年度	266,000 円
	令和 10 年度	266,000 円
	令和 11 年度	268,000 円
	計	800,000 円
〃 その他業務に係る各年度の支払予定額	令和 9 年度	66,000 円
	令和 10 年度	66,000 円
	令和 11 年度	68,000 円
	計	200,000 円

- 4 日常業務については、翌年度の月別資金計画書を作成し、2 月末日までに甲に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、初年度は契約締結後 5 日以内に提出することとする。

（報告書の作成及び履行の検査）

第 9 条 乙は、業務の履行状況に関する報告書を月ごと提出し、甲の検査を受けるものとする。

- 2 前項の検査に合格しない場合は、乙は、甲の指定する期日までに修補して再検査を受けなければならない。

（委託料の請求及び支払い）

第 10 条 乙は、前条の検査に合格したのち、次により委託料の支払いを請求することができる。

- （1）日常業務の委託料については、承認を受けた月別資金計画書により執行した業務の当該月分の委託料をその翌月に請求することができる。

上記の例による日常業務に係る令和 6 年度の支払予定額が 266,000 円の場合

< 月別資金計画書 >

	4 月	5 月	6 月	・・・	3 月	合計
料金徴収業務費	・	・	・		・	・
・	・	・	・	・・・	・	・
・	・	・	・		・	・
道路巡回等業務	・	・	・		・	・
・	・	・	・	・・・	・	・
合計額	22,000 円	22,000 円	22,000 円	・・・	24,000 円	266,000 円

4月分の請求は、5月6日まで（原則、翌月の5日まで（土日祝日等を含めば翌日））に、第9条に規定する検査を受けて合格したのち適正な支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。

- (2) その他業務の委託料について、当該年度の4月から9月までの出来高に相当する額を10月に、又、10月から翌年3月までの出来高に相当する額を4月に請求することができる。

上記の例によるその他業務に係る令和6年度の支払予定額が66,000円の場合

- ① 4月から9月までの出来高に相当する額が20,000円の場合は、9月分までの第9条に規定する検査に合格したのち適正な支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。
- ② 9月から翌年3月までの出来高に相当する額が46,000円の場合は、その3月分までの第9条に規定する検査に合格したのち適正な支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。
- ③ 出来高により4,000円の減額が生じた場合には、次のとおりとする。

9月から翌年3月までの出来高が42,000円（4,000円減）の場合、この変更契約を行う。

詳細は下記のとおり

4～9月までの出来高	10～翌年3月までの出来高	当該年度の出来高
20,000円	+	42,000円
		= 62,000円
上記当該年度の出来高	当初支払予定額	変更額
62,000円	-	66,000円
		= -4,000円

第9条に規定する検査に合格したのち適正な支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。

- 2 甲は前項の規定による適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を乙に支払う。

（契約保証金及び還付請求）

第11条 乙は、契約書の提出と同時に、次により契約の保証を付さなければならない。

保証の提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 契約保証金（現金）の納付
 - (2) 有価証券（利付国債に限る。）の提供
 - (3) 銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証
 - (4) 公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 履行保証保険の契約の締結
- 2 契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。
- 3 乙が納付した契約保証金の額のうち、年度ごとにその年度の業務が完了し、支払いの請求ができる場合においては、第8条第3項に規定した残る年度の支払予定額合計の

100分の10以上とすることができる。

なお、契約保証金に代わる保証のうち、有価証券等（利付国債に限る）など、その保証の減額が実施できない場合を除くものとする。

上記の例（委託料 1,000,000 円）による契約保証金の額は、100,000 円である場合に令和 9 年度の業務が完了し、還付請求できる金額は、次のとおりである。

契約保証金の額	令和 10 年度及び 11 年度の日常及びその他業務 支払予定額に係る契約保証金相当額の合計	還付請求できる額
100,000 円	－ (26,600 円+6,600 円+26,800 円+6,800 円)	= 33,200 円

（損害の賠償）

第 12 条 料金徴収業務においては、次の各号に該当するときは、当該各号に定める金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

（１）収入金の額が収納すべき料金の額に不足するときは、当該不足金額

（２）乙が通行券類を亡失し、甲に損害を与えたとき(善良な管理者の注意を怠らなかったと甲が認めるときを除く。)は、その損害に相当する金額

（３）前各号に定めるもののほか、乙の責めに帰すべき理由により甲に損害（第三者に及ぼした損害を含む）を与えたときは、その損害に相当する金額

2 前項のほか、業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）及びそのために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責に帰する理由により生じたものについては、これを甲が負担するものとする。

（管理物件）

第 13 条 この契約に基づき、甲が乙に業務を行わせるにあたって、管理させる物件は次のとおりとする。

（１）料金徴収施設

- ① 料金所施設
- ② 管理事務所、倉庫等の附属施設及びその敷地

（２）修景施設

- ① 公衆便所
- ② 駐車場
- ③ その他修景地にある樹木及び休憩施設等

（３）道路施設

- ① 道路
- ② トンネル
- ③ 橋梁

(4) その他

① その他有料道路区域にある各設備及びその敷地

(疑義)

第14条 本仕様書及び設計書に明示していない事項、あるいは作業過程において、疑義を生じた場合は、乙はすみやかに甲と協議し、その指示を受けなければならない。